

「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策、建築基準制度のあり方」 についての意見

令和3年10月18日

(公社)日本建築士会連合会環境部会 林 美樹

令和3年10月4日開催の社会資本整備審議会を受け、質疑及び意見を述べさせていただきます。

国連のSDGsに照らし合わせても、脱炭素で自然と共生する暮らしを目指すと同時に、環境や社会の問題にも向き合う必要があります。断熱性能の強化、再生可能エネルギー利用を考える際に、脱化石燃料、脱プラスチック、山から海につながる自然環境の保全、地域コミュニティなど様々な課題を忘れてはなりません。

個々の地域の気候・風土を十分に配慮し、快適で多様性のある住宅及び建築空間・環境の創造の必要性があり、全国一律の評価方法は馴染まないと考えます。脱炭素住宅・建築は急務ではありますが、地域個性を十分に取り込んだ対策を個々の地域で取り組める施策がより重要で、CASBEEという環境品質(Q)も考慮すべきではないでしょうか。つまり、個別住宅、個別建築での脱炭素戦略に偏るのではなく、建物周囲環境の総合的、街区・地区再生、コミュニティ再生からの視点が重要となると考えます。さらに、住宅・建築物の省エネ対策は、地区レベルでの空間計画とエネルギー供給・需要計画を整合させることで、脱炭素地域づくりに貢献できると考えます。

以下、環境部会からは論点①から論点④までについて記載いたします。

論点①「新築住宅・建築物における省エネ基準への適合の確保」

1. 省エネ法の習熟度と義務化について

- ・連合会は全国の建築士の習熟度を高めるため、周知啓発に努め、各種講習会、勉強会を各单位士会に促していく。
- ・2018年度に行った5000事例の都市悉皆調査では50%程度しか習熟していない状態。2021年4月から説明義務化が開始され、連合会では4か月ごとに調査を行う予定。今年7月のアンケート調査では75%と高まっているが調査の母数が少ないため実態はそれを下回る可能性あり。
- ・建築士の設計上での基準達成度に対し、現場での監理習熟が低いことの課題も大きい。連合会では昨年度国交省の委託調査として、123, 45, 67地域の3種類のリーフレットを作成し、現場での外皮施工の確認施工を促すことにし、全国での地域に沿った講習会等を行う予定であり、国からの支援を希望する。また、国としても技術習得のための施策が必要と考える。
- ・現在告示第98号の業務報酬基準の見直しが進められているが、小規模建築物の省エネ基準適合義務化となると、それに伴う作業量が増えるため、それに見合う報酬基準を検討していただきたい。

2. 木造住宅の評価について

・国産材利用の木造住宅などは、外皮性能と一次エネルギーだけでなく、森林伐採、製材、輸送、建設、運用(ライフスタイル含む)、廃棄までの CO2 排出量および長期的な炭素の固定量を加味した評価を基本としてほしい。

3. 住宅の省エネ評価等について

- ・新築住宅全般においても外皮性能と一次エネルギーのみで省エネを評価するのではなく、自然通風、ダイレクトゲイン等を含む総合的な新評価基準の策定が急がれる。
- ・ビルダーなどへのトップランナー制度は効果を上げているが、住宅の開口部が小さくすることで Ua 値を下げる工夫が横行しており、本来の日本の住宅文化である、南側大開口などを妨げる傾向にある。住宅性能評価・表示協会のデータでは、戸建て住宅の床面積開口率が 25%以上は平成 12 年で 96%であったが、令和元年では 65%に激減している。建築基準法の採光のための床面積開口率の他に、省エネのために小さくなる傾向を防止するためにも建築基準法にも六面体開口率の基準も設定が必要。連合会の調査では 6%から 10%が多いが、8%以上とするべきであろう。
- ・日本におけるエネルギー使用量の暖房の割合は諸外国とくらべても非常に低く、全体の割合としては、給湯、家電が高い。その中で、住宅の省エネ評価が暖房を中心に進んでいることに疑問を持つ。太陽熱・地中熱等を効率的に利用した給湯システム、家電の省エネ化あるいは家電を減らせるための施策が必要。(参考資料 4 p.19)

4. 非住宅の外皮性能表示について

・非住宅における外皮性能の表示について、外皮平均熱貫流率 Ua 値の表現を取り入れることを提案する。Ua 値の表示は熱の内外への貫流というわかりやすい指標であり、非住宅においても有効である。現状での BEI と BPI の表示では比として表されるのみであり、実感としての性能としては Ua 値の表現の方が実感として理解しやすいため。

論点②「省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保」

1. ZEH・ZEB について

- ・新築住宅への太陽光発電設置を義務づけることについては、様々な地域や様々な方面からの意見を集めて慎重に検討する必要がある。諸外国の情報を見ても、決定後に撤回している例があり、何が問題であったのか検証する必要がある。(参考資料 4 p.18)
- ・現行の補助金管理団体の手続きは量と手間が著しく多くかつ煩雑である。手続きの簡素化と同時に経費負担への支援が必要である。

また、非住宅の ZEB に関しては、建物用途に応じた面積当たりの補助金支給などをお願いしたい。

2. 建物の環境カルテによる性能表示について

- ・脱炭素社会推進会議では、建物すべてに性能表示（環境カルテ）を登記上添付し、不動産情報などにも利用することを推奨している。
- ・住宅も同様で、この性能表示が一般化し、不動産情報にも乗せることで、省エネを含めた総合的性能の良い施設の価値が上がり、さらに多くが追従して省エネ改修も進むと思われる。自分の家はこんなに省エネさらには脱炭素指数が高いということがわかり、販売、買い替えなどの際に高評価となるとともに、テナントオフィスの賃料については高くすることも可能になる。

3. 省エネ性能とコロナ対応について

- ・コロナ感染は空気感染の側面が強い。対策には、各用途別での必要換気量の公表が必要。現状では0.5回/hという、ホルムアルデヒド対策での24時間換気が基準法で定められ、周知されている一方で、現在厚労省ではコロナ空気感染対策として2.0回/h換気、自然通風が指摘されている。室内での運動量の多い呼気の場合での必要換気量などの提示も必要である。

論点③「既存ストックの省エネ対応等」

1. 補助金について

- ・住宅、非住宅を問わず、省エネ改修に対する補助金メニューと補助額が十分でなく、建築主へ提案しにくい状況にある。補助事業項目の拡大と額の拡大をお願いしたい。
- ・補助金申請のフォーマットなどを統一し、申請側も審査側も事務作業量が減るように、合理的な方法を検討していただきたい。

2. 改修促進について

- ・実際の改修は、施主のライフステージにおける重要性に比して大きさが異なっている。また、全空間を省エネ改修する施主は稀であることから、省エネ改修の動機（介護度の変化やテレワークの需要など）に合わせ、分かりやすく、簡単にしやすいインセンティブの手法を開発していただきたい。
- ・一部屋でもインナーサッシをつけ、外壁断熱をすることで快適になり、全体改修への意識も高まる。改修へのモチベーションを高める施策をお願いしたい。寒冷地だけでなく、京都の町やなどでも見て取れるように部分改修は非常に有効である。
- ・国産材利用の木製サッシ、木製の内窓の製造への支援でコスト削減すると同時に、使用者への普及支援を強くすすめてほしい。既存ストック改修で使いやすく、CO2固定、森林活用につながるため。

論点④「建築物における再生可能エネルギーの利用の促進」

1. 太陽光発電の効率的活用について

- ・市街地では必ずしも屋根で効率よく発電できるとは限らない。また豪雪地帯なども同様である。太陽光発電を新築住宅にばかり役割を担わせるのではなく、地域の公共建築、集合住宅、倉庫など広い屋根面及び壁面を有効活用するのが望ましい。個別の建築物ではなく、地域全体での太陽光発電システムを促進することが重要。
- ・同時に可能な建物には、戸別利用以上の発電・蓄電を支援し、VPPとして地域の分散型発電方式の普及への支援をしていただきたい。（注：VPP；バーチャルパワープラント）

2. 太陽光発電以外の再生可能エネルギーの活用について

- ・太陽熱集熱型給湯システムの普及が望まれ、支援をお願いしたい。
- ・上記VPPと同様に、個人住宅だけであると設備投資も負担が大きいこともあり、条件が揃えば小さな地区でも地域熱供給システム（バイオマス活用等）を普及させることが有効である。

3. 地域脱炭素ロードマップ対策・施策について

- ・100か所の「脱炭素先行地域」の具体的な施策内容を開示して欲しい。（参考資料4 pp54-57）
- ・新規住宅地開発での脱炭素先行地域づくりに重点を置くのではなく、既存住宅地の脱炭素再編のモデル的取組が必要である。（理由：多くの地域でストック住戸の多い街区・団地が不良債権化しており、これらを利用価値を高め、活性化するためにもストックに対する脱炭素優先施行地域などの支援が望まれる。）
- ・個々の住宅の脱炭素施策だけでなく、住宅群、コミュニティ単位（小規模集落単位、街区単位等）での住宅地の脱炭素モデルづくりが重要であると考え。既存住宅地での人口減少地域等での脱炭素住宅地づくりの先行モデルとなる取組が急務と考える。